

令和4年11月15日
関東運輸局

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みを実施 ～関東商工会議所連合会に対して協力依頼を行いました～

令和4年11月14日、関東運輸局は、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対して、トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮したうえで、十分に協議を行っていただくよう、傘下会員等への周知を依頼しました。

- トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しており、さらには、ドライバー不足や賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題が山積しております。
- 国土交通省では、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約を締結することが不可欠であるとの認識のもと、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところです。
※「標準的な運賃」トラック事業者が法令を遵守して持続的事業を行う際の参考となる運賃
- 関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要であることから、これまでも普及促進に努めてきておりますが、引き続き関係機関と連携しながら、トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みを推進してまいります。

（特設サイト「トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み」（関東運輸局 HP 内））

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/torihikikankyoukaizen.html



<文書手交時の様子>



<懇談の様子>

<問い合わせ先>

国土交通省 関東運輸局 自動車交通部貨物課 堀越、福浪

TEL：045-211-7248

FAX：045-201-8802

配布先：神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、物流専門紙

関自貨第892号
20221028 関東第16号
令和4年11月14日

関東商工会議所連合会
会長 小林 健 殿

国土交通省関東運輸局長
新田 慎二



経済産業省関東経済産業局長
太田 雄彦



トラック事業の取引環境適正化に向けた取組みの
ご理解・ご協力のお願について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、燃料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行等により、経営状況に与える影響が長期化しています。

また、トラック事業については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることやカーボンニュートラルへの対応も求められているところであり、ドライバー不足やドライバーの賃金・労働時間、荷主企業（運送委託者）との取引環境など様々な課題の解決に向けた取組みを行うことが重要です。

特に、取引環境の適正化のためには、荷主企業とトラック事業者が協議の上、必要なコストに見合った適正な運賃による運送契約の締結を行うことが不可欠であることから、令和2年4月に運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援することを目的として、国土交通大臣が「標準的な運賃」（トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入、車両更新や人件費等のコストを基に算出されたもの）を告示したところです。

つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組みについて、ご理解を深めていただくとともに、本文書の内容について各都県商工会議所へ展開いただき、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。